

# 憲法における地方自治の在り方検討WT 報告書

平成 29 年 11 月

全国知事会総合戦略・政権評価特別委員会

憲法における地方自治の在り方検討WT







## I はじめに

我が国は、終戦直後の復興から、高度成長期を経て、バブル崩壊を経験、現在は急激な人口減少社会に突入した。東京への人口一極集中は、出生率の低い都市部に若者世代が集まり、少子化に拍車がかかることによって、日本全体の活力低下が危惧されている。

地方の人口が減少し、都市部との格差が広がったことなどから、平成28年7月の参院選において憲政史上初の「合区」が適用され、「投票率の低下」や「自らの県を代表する議員が選出されない」等の重大な弊害が生じた。

法改正直後の全国知事会議では、直ちに「合区の早期解消」を決議し、その後、全国市長会なども同様の決議を行い、いわゆる地方六団体の全てが出揃ったことにより、合区問題の抜本的解決は、「地方の総意」となった。

全国知事会においては、「地方の声」を、衆参両院議長等へ届けるとともに、「参議院改革協議会選挙制度に関する専門委員会」や「参議院自民党『参議院在り方検討PT』」などの立法府や政党の検討の場においても、合区解消の処方箋について、丁寧に説明を行った。

そもそも、「合区問題」は、「憲法」における「地方自治の規定」が、第8章のわずか4条にとどまり、第92条における「地方自治の本旨」が余りにも抽象的であることが、主たる原因として考えられる。

このことから、総合戦略・政権評価特別委員会内に、「憲法と地方自治研究会」を設置し、平成28年11月、「地方自治の本旨」をはじめ「立法権」や「財政権」等、憲法における地方自治規定を充実した改正草案を盛り込んだ「憲法と地方自治研究会報告書」を取りまとめた。この報告書「改正草案」については、全都道府県知事アンケートを行い、約半数の知事から、賛同する意見が出されるとともに、更なる検討を求める声があった。

このような状況を受け、平成29年7月の全国知事会議においては、憲法における地方自治の本旨の明確化について、全会一致により、決議するとともに、更なる検討を行うために、「憲法における地方自治の在り方検討ワーキングチーム（WT）」を設置することとなった。

WTにおける議論は、原点に立ち返って、「目指すべき地方（国家）像」を明らかにした上で、住民（国民）が憲法第13条に基づき、それぞれの地域において、幸福を追求する権利が保障されるべきとの観点から、「地方自治の本旨の明確化」をはじめとした原案の課題をさらに掘り下げた修正版「改正草案」を、ここにまとめるに至った。

今後、国会において、憲法改正の議論が加速される可能性があるが、国民主権に基づく真の地方自治の確立に向けて、憲法改正の意義を国民に丁寧に説明し、世論を喚起しつつ、取組みを進めていく必要がある。

## Ⅱ 地方自治規定の充実による目指すべき地方（国家）像

### 1 背景

#### <地方創生の本格展開>

我が国は、戦後の高度経済成長・安定成長期を経て、急激な人口減少問題に直面している。「少子高齢化」と「東京一極集中」が進み、地方が活力を失いつつある中にあるには、地方が元気を取り戻し、地方の力を日本の活力として引き出していく新たな国家をつくるべきであり、国・地方が総力を挙げて「地方創生」の実現に向けた取組みをさらに強化することが必要である。

#### <地方公共団体の運営保障>

主権者たる国民である住民一人ひとりが、それぞれの地域において、個人として尊重され、自由及び幸福を追求し、ゆとりと豊かさの実感を伴い、安心して暮らせる国でなければならない。このため、住民に身近な統治主体が自らの判断と責任において、その地域の実情に即した施策を自主的・自立的に実施できる権能が、将来に亘りしっかりと保障されるべきである。

このことにより地域の多様性が発揮され、地域社会や国の在り方に関心を持つ住民の更なる参画を促し、それゆえに、地方と国が豊かで、かつ、しなやかさと強靭さを兼ね備えることができる。

#### <地方自治の成熟>

地方自治法施行70年を迎え、この間、「機関委任事務の廃止」や「国と地方の協議の場の法制化」など、「国と地方は対等」といえる関係に変遷した。もはや、地方の存在無くして、国民主権を全うすることはできない。

この変遷を踏まえ、憲法における地方自治規定の在り方においても、国民である住民が直接、地方に権能を授権しているとの考え方にに基づき、目指すべき地方（国家）像を掲げ、「地方自治の本旨」を明確化する必要がある。

## 2 目指すべき地方（国家）像

- 憲法第13条の趣旨を実現するため、住民一人ひとりが、それぞれの地域において、個人として尊重され、自由及び幸福を追求できる国であるべき。
- 地域の住民は、自らの意思に基づき、地方自治に参画する権利が保障されるべき。
- 主権者たる国民は、全て地方公共団体の住民である。国民主権の原則に基づく、地域に関心を持つ住民の参画による地方自治の発展こそが、我が国の民主主義を発展させ、国民福祉の増進を最大化するものであり、地方自治は、国政の三権（立法、行政、司法）との関係において一定、尊重されるべき。
- 地方の統治を担う地方公共団体は、住民に身近な公共的事務について、国民主権の原則のもと、住民から直接授権されている観点から、自主的・自立的に処理する固有の権能が保障されるべき。
- 地方公共団体は、住民がゆとりや豊かさを実感し、安心して暮らせるよう、将来に亘って、地域の多様な価値観の尊重や住民福祉の増進に努め、地方を創生するべき。
- 国は、国家としての存立に関する役割及び、全国的な視点を必要とする政策、その他国が果たすべき役割を担うものとし、内政の要は地方公共団体が果たすべき。
- 施策の実施にあたっては、国と地方は対等関係のもと、連携・協働し、地域の発展に努めるべき。



### Ⅲ 憲法改正草案

## 1 憲法における地方自治の在り方検討WT 改正草案（逐条解説）

個別の条文の規定及び考え方を次のとおり提示する。

### 日本国憲法 第92条

地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める。

### 改正草案 第92条

- 1 地方公共団体の住民は、国民主権の原則並びに、生命、自由及び幸福を追求する権利に基づき、自らの意思により地方自治に参画する権利を有する。
- 2 地方公共団体は、住民の参画と福祉の増進に努めるべく、住民に身近な公共的事務について処理する固有の権能を有する。この権能は、国政において尊重されなければならない。
- 3 地方公共団体は、基礎的な地方公共団体と、これを包括する広域的な地方公共団体及びその他法律で定める特別の地方公共団体とする。
- 4 国は、原則として、国家の存立に関する役割及び全国的な視点を必要とする政策、その他国が果たすべき役割を担い、国と地方公共団体との間で、適切な役割分担を図らなければならない。

#### 国の役割をさらに限定する場合

- 4 国は、国家の存立に関する役割及び全国に統一して実施すべき施策の標準的な水準を提示する役割を担い、国と地方公共団体との間で、適切な役割分担を図らなければならない。
- 5 地方公共団体の組織及び運営に関する共通的な事項は、前4項の規定に従い、法律でこれを定める。

【基本的な考え方】

現行憲法において、抽象的な表現と指摘される「地方自治の本旨」の具体化に向け、「憲法における地方自治の在り方検討ワーキングチーム（以下、「WT」という。）では、まず、「目指すべき地方（国家）像」を掲げ、地方自治のあるべき姿を共有し、第92条の具体化を図るとともに、第92条以下の地方自治規定の在り方を示す指針としている。

特に、地方自治の本旨の具体化にあたり、「住民自治」、「団体自治」、「国と地方の役割分担」を明記したほか、国民主権を実現するために、住民から授権された権能は、国政の様々な領域において尊重されるべき重要な位置を占めているものとして「尊重規定」を設けている。

【第1項】

地方自治の本旨を構成する「住民自治」の規定であるが、国民主権の原則に基づくとともに、憲法第13条の「幸福追求権」と関連し、それぞれの地方において、住民の「生命、自由及び幸福」の追求に応える住民自治である点を理念として規定している。

【第2項】

「団体自らの意思と責任に基づく地方自治」（団体自治）との理念を示している。また、我が国は単一国家として、国が主権を有することを前提としつつ、住民から直接授権されたとの考え方に基づき、それぞれの地方公共団体は、その地域における「統治」について、「固有の権能を有する」点を規定している。

さらに、この権能は、「目指すべき地方（国家）像」で触れたとおり、「地方自治の発展が、我が国の民主主義の発展と国民福祉の増進を最大化」する観点から、立法権、行政権、司法権といった国政において尊重されるべき制度として、「尊重規定」を設けている。

【第3項及び第4項】

また、憲法上規定されていない「地方公共団体の種類」を第3項で、「国と地方の役割分担」については、第4項に、地方自治の基本理念として規定している。

WTでは、国の役割については、憲法で細かな規定をすることで、国権の最高機関を縛るべきではないとの考えに立ち、「適切な役割分担」を規定した点や後述する「国と地方の協議の場」を活用するなど、法律において実情に応じた見直しが可能な規定をイメージしている。

なお、WTの議論でも、国の役割をさらに限定し、国の地方への関与を最小限にするべきとの指摘もあったため、「国の役割をさらに限定する場合」としての規定を併記している。

#### 【第5項】

現行憲法における「組織及び運営に関する事項」の内容を、国が具体的に「法律で規定する」点を規定している。「憲法と地方自治研究会報告書」の改正草案では、地方公共団体の自主的に組織を編成していく権能としての「自主組織権」を志向するものとして、あえて外していたが、この改正草案を全都道府県知事にアンケートを実施したところ、「地方自治関係の法律が憲法の直接的な根拠を失う懸念」との指摘があったことから、WTの改正草案では、規定することとしている。

なお、「共通的な事項」については、国が、地域ごとの行政執行に不具合が発生しないように、例えば、大枠の組織について、事前にいくつかのバリエーションをメニュー化するというような手法を想定した規定としている。

## 日本国憲法 第93条

- 1 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。
- 2 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

## 改正草案 第93条

改正せず。

## 解説

### 【基本的な考え方】

地方公共団体の組織に関する規定について、現行の首長公選制、二元代表制の大枠は、今後益々多様化、複雑化も予想される地方自治の迅速な課題解決を図る制度として有効であるとして、改正しないこととする。

なお、「憲法と地方自治研究会報告書」の改正草案における全都道府県知事のアンケートでは、小規模地方公共団体での導入がイメージされる「町村総会」をはじめとする多様な統治形態について保障すべきとの指摘があった。現在、議会の在り方について、国、県、市町村レベルで小規模な地方公共団体に相応しい制度が議論されていることを踏まえ、どのような制度設計とするのかその結論が待たれる。

## 日本国憲法 第94条

地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

## 改正草案 第94条

- 1 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。
- 2 国会が法律を定めるにあたっては、第92条の趣旨を尊重しなければならない。

## 解説

現行の94条を2条6項に拡充し、改正草案第94条では地方公共団体の立法権（条例制定権）を、改正草案第95条では財政権について規定している。

### 【基本的な考え方】

地方公共団体の条例制定権については、現行憲法同様、国権の最高機関であり、立法機関である国会の立法権を侵さないため、法律の範囲内とする制限を付した上で、新たに第2項を設け、地方の条例制定権の範囲を広げるとともに、国会という国政において、国民主権を実現する「地方の立法権（条例制定権）」を尊重するよう規定している。

### 【第1項及び第2項】

地方公共団体の固有の権能に基づく立法権の行使について、全国的なバランスを考慮して、国は法律によって制限をかけることができる（第1項）としている一方で、法律は、基本法や標準的規定に止め、規律密度を低くすることにより、地方の実情や創意工夫による施策を展開するための条例制定が可能となるとともに、仮に国の行き過ぎた制限があった場合は、司法によるコントロールを期待している。（第2項）

## 改正草案 第95条

- 1 地方公共団体は、その運営に必要な財政を処理する権限を有し、固有の財源として、その地域において、条例に基づき、税を課し、徴収することができる。
- 2 国は、地方公共団体が標準的な水準における行政を実施するために必要な財源を保障しなければならない。
- 3 国は、地方公共団体に財政上の支出をするにあたっては、その支出の基準を第92条の趣旨に基づいて法律でこれを定める。
- 4 地方公共団体は、自らの財政権に基づく歳入・歳出の決算について、地方公共団体が設置する独立の検査機関による検査を受けなければならない。

## 解説

憲法改正草案第95条は、現行の第94条の行政執行の権能の中に含まれていると解されている地方公共団体の財政権や条例に基づく課税自主権について規定している。

### 【第1項】

財政権、課税自主権について、地方公共団体の権限であることを明記し、「財政権の保障」及び「課税自主権の確立」を規定している。本質的には、地方公共団体の条例に基づく課税自主権は当然の権能であると考えられるが、ここでは、神奈川県臨時特例企業税についての事案も踏まえて、あえて憲法に明記することとし、憲法改正草案第94条第2項の「92条尊重」規定と合わせて、国が、地方公共団体の課税自主権に配慮しなければならない点を主張している。

### 【第2項】

国の役割として、住民（国民）が全国一律で標準的な行政サービスが受けられるよう地方公共団体に対し、必要な財源を保障することを規定し、財政調整制度の必要性を射程としている。

### 【第3項】

国が地方に対する財政支出の基準の明確化にあたっては、92条の趣旨に基づくことで、国による恣意的な執行を排除する効果を期待し、地方の自主性が発揮されるよう配慮が図られるよう規定している。

### 【第4項】

地方公共団体の財政権の確立に伴う、監査制度について規定している。地方の権限強化により、更なる財政運営の公平性・公正性や透明性を担保することは、住民への説明責任を果たすこととなり、監査機関の強化は必要不可欠な要素として、憲法第90条に規定する会計検査院と対をなす規定としている。

WTでは、第95条の課税自主権と関連して憲法第84条においても、法律と条例の関係について整理が必要と判断し、検討を加えることとする。

## 日本国憲法 第84条

あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。

## 改正草案 第84条

- 1 あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。
- 2 地方公共団体は、法律の範囲内で条例により、租税を課し、又は現行の租税を変更することができる。国は、前項の法律を定めるにあたっては、第92条及び第95条の趣旨を尊重しなければならない。

## 解説

第1項は、租税法律主義の原則を定めた規定。第2項は、地方の課税自主権を踏まえ、国に対し「第92条及び第95条の尊重規定」を設けている。

地方公共団体の課税自主権については、改正草案第95条でもその旨明記しているところであるが、そのことも踏まえつつ、第2項では改めて国に地方公共団体の課税権に相応の配慮を求め、併せて、地方公共団体の課税権が条例に基づいて行使されるべきことを確認する規定としている。

## 日本国憲法 第95条

一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。

## 改正草案 第96条

- 1 国は、法律の定めるところにより、地方自治に影響を及ぼす国の政策の企画及び立案並びに実施にあたっては、地方公共団体を代表する機関との協議の場を設置しなければならない。
- 2 地方公共団体は、国及びその他の地方公共団体からの、法律、命令、規則、条例、その他の関与について、裁判所による裁判を受ける権利を有する。
- 3 特定の地方公共団体及びその区域のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。

## 解説

### 【第1項】

現行の国と地方の協議の場に、憲法の保障を与えることで、協議の場自体の位置付けを強化し、より実効性のあるものへと発展させることを主張している。

### 【第2項】

現在、地方公共団体は、具体的な不利益が生じない限り訴訟提起ができなくなっているものを、法律の制定や命令の発出がなされた時点で、司法的救済が受けられるように規定するものである。

本規定によって、改正草案第94条第2項や第95条第3項の規定の実効性を高めることとなる。

また、第96条の規定により、地方自治の侵害を防御する機能の保障として、事前保障と事後保障の手続きが整うこととなる。

つまり、地方六団体が国政に参加をする「国と地方の協議の場」により、地方公共団体に関係がある重要な法律は、事前調整が図られ、国会に提案されることとなる。仮に、法案成立前には想定しえなかった事後的な地方自治への侵害の可能性がある場合でも、司法的救済が受けられる規定としている。

こうした幾重もの手続き保障の担保により、地方公共団体の権能である「条例制定権」「財政権」の行使が国政において尊重され、地方自治、地方分権がさらに充実することを期待している。

※ ドイツ憲法には、憲法裁判所が規定され、具体的な権利侵害を伴う「機関訴訟」以外に、「抽象的規範統制」として、州が国の法律や行政執行について、憲法に合致するものかどうか争うことができる。

※ 「国及びその他の地方公共団体からの、法律、命令、規則、条例、その他の関与」については、国が県を通じて市を指導する、県が市を指導する等、上部統治機構からの具体的な関与を念頭としているものである。

### 【第3項】

現行憲法の条文の規定（第1項）と、実際の運用の齟齬を埋めるための改正である（現実的には、過去、「一の」は、「特定の」として運用されている。）。

なお、改正草案では、「特定の地方公共団体」の後に「及びその区域」という文言を加え、地方公共団体の組織、運営、機能だけでなく、その区域についても適用されるよう明確に規定している。

## 合区問題への処方箋について

平成28年7月、参議院選挙において、憲政史上初の合区選挙が実施され、「投票率の低下」や「自らの県を代表する議員が選出されない」という国民の参政権にも影響を及ぼしかねない状況が発生した。

全国知事会においては、「参議院選挙における合区の解消に関する決議」（平成28年7月29日）や「憲法と地方自治研究会」の設置による処方箋の検討のほか、各政党への要請活動、立法府からの意見聴取など、あらゆる機会を通じて、合区の解消に向けた取組みを進めており、「地方六団体」の全てにおいても、「合区解消」や「参議院選挙制度改革」に関する決議が行われている。

平成29年9月27日に、合区導入の評価が焦点となった参議院選挙の「一票の較差」訴訟において、最高裁大法廷判決は、「合憲」との判断を示した。これは、5倍前後で推移していた較差が3倍（3.08）まで縮小した参議院の選挙制度改革の取組みが一定度評価されたものとする。

しかし、合区の導入は、あくまで緊急避難措置であり、改正公職選挙法の付則では、平成31年の参議院選挙までに「選挙制度の抜本的見直しについて引き続き検討を行い、必ず結論を得るものとする。」と規定されている。

WTにおいては、都道府県ごとに集約される民意を生かす機能は、地方自治の充実に必要不可欠であることから、改正草案として憲法第47条を提示している。また、これまでの議論の過程として、「憲法第43条」を改正する案があったことから参考まで記載する。

## 日本国憲法 第47条

選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。

## 改正草案 第47条

- 1 選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。
- 2 参議院議員の選挙において、選挙区を設置する場合は、広域的な地方公共団体ごとの区域を単位とする選挙区を含まなければならない。

## 解説

### 【全国知事会の取組み】

合区の解消に向けた全国知事会での取組みとしては、憲法と地方自治研究会での処方箋の提案をはじめ、あらゆる機会を通じて、各政党への要請活動や参考人としての意見を述べるなど、全国知事会の主張を発信し続けてきており、参議院自由民主党「参議院在り方検討PT」において、合区を解消するため憲法第47条の改正を掲げ、「その方向性」（以下、「PT案」という。）が示された。

### 【WTの考え方】

合区の解消に向けて、憲法第13条の趣旨の実現のためには地方自治の充実強化が必要であるという目指すべき地方（国家）像を前提として、広域的な地方公共団体の区域から選出される参議院議員は、地方の視点・知見を持って国全体のために存在する全国民の代表であるとのこれまでの性格を変えるべきではないとの考え方のもと、その選び方を明確にするものとして、このPT案にも沿った形で、憲法第47条の改正草案を規定することとした。

### 【第2項】

参議院の選挙区に、「広域的な地方公共団体ごとの区域」を「単位とする選挙区」と規定することにより、合区の解消を図ることとしている。

また、現行の参議院で実施している比例代表選挙は、公職選挙法第12条第2項において「全都道府県の区域を通じて、選挙する。」と規定され、選挙区を定めていない。このため、WTでは、「選挙区を設置する場合」とすることで、比例代表制を妨げない規定としている。

なお、現行の参議院で実施している比例代表選挙を、「(全国) 1区」とする選挙区とみなして解釈する場合は、『『複数の』選挙区を設置する場合』との規定が想定される。

### 【最高裁判所の判決について】

ちなみに、合区が導入された平成28年参議院選挙における「一票の較差」訴訟(3.08倍)について、平成29年9月27日の最高裁大法廷判決は、「合憲」との判決であった。

特に、都道府県を選挙区とすることについて、最高裁は、「憲法は投票価値の平等を要求していると解されるが、参議院議員につき政治的まとまりを有する単位である都道府県の意義、実体等の要素を踏まえて選挙制度を構築することは、投票価値の平等の要請との調和が保たれる限りにおいて直ちに国会の合理的な裁量を超えるものとは解されない。」「各選挙区の区域を定めるにあたって、都道府県という単位を用いること自体を不合理なものとして許されないとしたものではない。」と判断している。

### 【判決を踏まえたWTの考え方】

WTとして、地方自治は、憲法第13条に規定する幸福追求を具現化する上でも、それぞれの地域において可能となる手段として充実強化が必要であり、国政において尊重されるべき価値として掲げている。

このため、「広域的な地方公共団体を区域とする選挙区」を憲法に規定することは、「投票価値の平等の要請との調和」という条件が緩和され得る考慮すべき理由があることから、第47条の改正草案を提案している。

(参考)

以下、これまでのWTの議論において、検討された案など今後の議論に幅を持たせる意味において、参考として憲法第43条に関連した改正案を記載する。

(日本国憲法 第43条)

- 1 両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。
- 2 両議院の議員の定数は、法律でこれを定める。

(参考① 第43条の改正)

第43条

- 1 衆議院は、全国民を代表する選挙された議員で組織する。
- 2 参議院は、全国民を代表する選挙された議員で組織する。  
但し、第92条の趣旨の実現のため、法律の定めるところにより、広域的な地方公共団体の区域に属する住民を代表する選挙された議員を加えることができる。
- 3 両議院の議員の定数は、法律でこれを定める。

(解説)

平成28年11月に「憲法と地方自治研究会」が合区問題の解決を念頭に、参議院が「地方の府」との性格を有することを意識した憲法改正草案(第43条の改正)を報告した。これをベースとし、全都道府県知事へのアンケート回答結果など踏まえた規定としている。

特に、第2項においては、参議院議員が「国民代表性」と「地域代表的性格」を併せ持つ規定としている。国会という国政において、改正草案第92条の趣旨が尊重されるよう、参議院がその役割を担うこととした点や改正草案第92条で、地方公共団体のうち、広域的な地方公共団体を規定している点を踏まえ、広域的な地方公共団体の区域から住民代表を選出することの整合性をとりつつ規定している。

これにより、例えば、一票の較差訴訟において、憲法第14条(法の下での平等)が唯一絶対の基準ではなく、正当に考慮することのできる政策目的(第92条の実現=国民主権の実現)を主張することで、合区の解消を図るだけでなく、地方自治の充実や参議院における独自性を高める規定としている。

(参考)

(参考② 第43条+第47条の改正)

第43条

- 1 両議院は、全国民を代表する選挙された議員で組織する。
- 2 参議院議員は、第92条の趣旨を尊重し、その実現に努めるものとする。
- 3 両議院の議員の定数は、法律でこれを定める。

第47条

選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。

但し、参議院議員選挙においては、第92条の趣旨を尊重し、二以上の広域的な地方公共団体の区域を含む選挙区を設けてならない。

(解説)

参議院議員の役割として地方自治の実現に努める(第43条第2項)と規定することで、改正草案第92条と第47条の関連性を補強している。

第47条の選挙区においては、国政における第92条の尊重規定を参議院選挙に反映し、「合区の禁止」のみを規定し、改正草案第47条とあえて違う表記とすることで、議論の幅を持たせる意味付けとしている。

以上、参考案を記載したが、「参議院の国民代表性の確保」をいかに担保できるのかといった点や「参議院の権能や二院制の在り方」の具体的な検討が必要な点が、検討を要する課題として挙げられ、今後、憲法改正への動きの中で、更なる議論が深まることを期待する。